

加古川市情報提供推進要綱

平成29年3月31日
市長 決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第24条の規定に基づき、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、当該情報の提供（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の基本原則)

第2条 情報提供は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 適時に、かつ、適切な方法で提供すること。
- (2) 正確かつ分かりやすい内容で提供すること。
- (3) 市民のニーズを勘案して提供すること。

(提供対象情報)

第3条 情報提供の対象となる情報は、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号）第4条第1項に規定する課等（課等を置かない場合は同項に規定する室とする。以下同じ。）の所掌する事務に関する情報のうち、次に掲げる事項に関する情報（以下「提供対象情報」という。）とする。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要な計画に関する事項
- (2) 主要な施策及び事業に関する事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 財政に関する事項
- (5) 組織及び職員に関する事項
- (6) 附属機関等に関する事項
- (7) 市が実施した調査、統計等に関する事項
- (8) 法令の規定により公表する必要がある事項
- (9) 市民生活に密接な関係がある事項
- (10) その他提供が必要と認められる事項

(公表による情報提供)

第4条 課等の長は、提供対象情報（情報公開条例第5条に規定する不開示情報を除く。）を積極的に市民に公表するよう努めるとともに、公表する情報の充実を図るものとする。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、課等の長が効果的と認めるものを選択し、又は併用して行うものとする。

(1) 市ホームページに掲載する方法

(2) 市広報に掲載する方法

(3) 課等の窓口配架する方法

(4) 行政資料室に配架する方法

(5) その他課等の長が適当と認める方法

3 課等の長は、第1項の規定により公表をした提供対象情報の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供するよう努めるものとする。

(その他の情報提供)

第5条 課等の長は、前条第1項の規定による公表をしていない提供対象情報の提供の求めがある場合で、容易に提供することができる(当該提供対象情報を作成又は加工することにより提供することができる場合を含む。)と認めるときは、速やかに当該提供対象情報(情報公開条例第5条に規定する不開示情報を除く。)を当該求めた者に対して提供するよう努めるものとする。

2 前項の規定による提供は、課等の長が適当と認める方法により行うものとする。

(写しの交付)

第6条 提供対象情報の写しの交付を求める者は、当該写しの交付に要する費用をあらかじめ納付しなければならない。ただし、当該提供対象情報が市の事務事業の広報若しくは普及啓発を目的に作成されたものである場合又は市の事務事業を遂行するために提供する必要のある等の理由により費用を負担させないことが適当であると課等の長が認める場合は、この限りでない。

2 提供対象情報の写しの交付に要する費用は、加古川市情報公開条例施行規則(平成10年規則第37号)第5条第2項に規定する額とする。

(他の制度との調整)

第7条 この要綱に定める情報提供の方法について、法令、条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合は、当該別段の定めによるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。